

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付制度について

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練（教育訓練給付制度対象講座）を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワーク（公共職業安定所）から支給する制度です。

支給対象者【下記①又は②のいずれかに該当する方で、教育訓練（教育訓練給付制度対象講座）を修了された方】

①雇用保険の被保険者（在職者）

受講開始日において、支給要件期間（被保険者であった期間）が3年以上（初回に限り1年以上）ある方。

②雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日において、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間（被保険者であった期間）が3年以上（初回に限り1年以上）ある方。

※注意※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算されません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと、新たな受給資格が得られないことになります。このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。

支給額

63,000円の20%【自己負担額50,400円】

利用方法

- ①受講申込の際、本講座専用申込書に記載のある「教育訓練給付制度 利用する」を選択してください。
- ②講座終了後、本校から「教育訓練給付金支給申請書」及び「教育訓練修了証明書」を交付致します。
- ③上記②の「教育訓練給付金支給申請書」に必要事項をご記入の上、下記a～dの書類を添え、ご本人の住所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に提出して下さい。
a. 教育訓練証明書 b. 領収書 c. 本人の住所確認書類 d. 雇用保険被保険者証

※注意※申請期限は、終了日の翌日から起算して1ヵ月以内です。

- ④支給申請が受理されますと、一定期間後に公共職業安定所（ハローワーク）からご本人の指定口座に給付金が振り込まれます。支給申請に先立ち、支給対象であるかどうか、事前に管轄のハローワークにてご確認下さい。「教育訓練給付金支給要件照会票」をハローワークに提出することで確認ができます。

教育訓練給付金制度の利用について不明な点は、本校までお気軽にお問い合わせ下さい。教育訓練給付金制度の利用については、利用希望される方の住所を管轄するハローワークにてご確認ください。